

件名	国民健康保険法施行条例
主管課	保健福祉課医療保険室
根拠法令等	国民健康保険法第11条、第75条の2、第75条の7 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条及び第9条から11条
<p>【制定の概要】</p> <p>平成30年度から国民健康保険の財政運営を都道府県が担うことに伴い、改正後の国民健康保険法及び政令の施行により、条例で規定することとされている必要事項を定める。</p> <p>1 愛媛県国民健康保険運営協議会の設置 委員は合計11人 被保険者代表3人、保険医又は保険薬剤師代表3人、公益代表3人、被用者保険等保険者代表2人</p> <p>2 国民健康保険保険給付費等交付金 県は市町に対し、普通交付金と特別交付金を交付 普通交付金 市町が保険給付に要した費用の全額を交付 特別交付金 市町向けの国の特別調整交付金（災害等の特別事情に応じて交付） 保険者努力支援制度（市町の保健事業等の取組に応じて交付） 特定健診分（費用の3分の2負担分を交付） 等</p> <p>3 国民健康保険事業費納付金 あらかじめ、各市町から徴収する納付金の額を算定し市町に通知 各市町の納付金額に、当該市町の年齢調整後の医療費指数の多寡を反映 その他納付金額の算定方法等を規定</p>	
施行日	平成30年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	